

消食基第 389 号
健生食監発 1224 第 1 号
令和 6 年 12 月 24 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成 12 年 3 月 30 日付け衛化第 15 号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 食品添加物分析法各条の「キシリトール」、「D-ソルビトール」及び「D-マンニトール」を削除し、別添 1 の「キシリトール、D-ソルビトール及びD-マンニトール」の分析法を加える。
- 2 食品添加物分析法各条の「クエン酸及びその塩類」、「コハク酸及びその塩類」、「氷酢酸及び酢酸ナトリウム」、「DL-酒石酸、L-酒石酸及びその塩類」、「乳酸及びその塩類」、「フマル酸及びフマル酸一ナトリウム」及び「DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム」を削除し、別添 2 の「クエン酸、コハ

ク酸、酢酸、酒石酸、乳酸、フマル酸、リンゴ酸及びそれらの塩類」の分析法を加える。

3 食品添加物分析法各条の「亜鉛塩類」の分析法について、別添3のとおり改める。

4 食品添加物分析法各条の「オレイン酸ナトリウム」の分析法について、別添4のとおり改める。

5 食品添加物分析法各条の「β-カロテン」の分析法について、別添5のとおり改める。

6 本通知は、令和6年12月24日から適用すること。ただし、令和7年12月23日までの間は、なお従前の例によることができる。